

5 文科高第 2301 号
医政発 0329 第 4 号
令和 6 年 3 月 29 日

各国公私立大学長
各都道府県知事 殿

文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令（令和 6 年文部科学省・厚生労働省令第 1 号）については、別紙のとおり令和 6 年 3 月 29 日に公布されました。

改正の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（特別区を含む。）、保健所、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨

- 言語聴覚士学校養成所指定規則（平成 10 年文部省・厚生省令第 2 号。以下「指定規則」という。）第 4 条においては、文部科学大臣及び都道府県知事が行う言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 33 条第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に規定する学校又は言語聴覚士養成所の指定に係る基準について定めており、当該基準の一つとして、同条第 1 号に規定する学校又は言語聴覚士養成所については指定規則別表第一に、同条第 2 号、第 3 号及び第 5 号に規定する学校又は言語聴覚士養成所については指定規則別表第二に、それぞれ定める教育内容を行うものであることとしている。
- 今般、超高齢社会の進展に伴う障害の重度化と病態の複雑化への対応、地域包括ケアシステム、放課後等デイサービス、特別支援学校・学級等における専門職としてのニーズの拡大等による言語聴覚士を取り巻く環境の変化に対応するため、「言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会」において、言語聴覚士養成所等における教育内容の見直し等について検討が行われ、令和 5 年 9 月に報告書がとりまとめられた。
- 当該報告書においては、指定規則別表に定める教育内容等について、
 - ・ 教育内容の見直しを行うとともに、法第 33 条第 1 号の学校又は言語聴覚士養成所の総単位数を現行の 93 単位から 101 単位に、同条第 2 号、第 3 号及び第 5 号の学校又は言語聴覚士養成所の総単位数を 73 単位から 81 単位に引き上げること

- ・ 臨床実習前後の知識・技能に関する到達度評価及び臨床実習後の振り返りを必修として行うこと
- ・ 指定規則第4条第1項第4号及び第5号、同条第2項第4号及び第5号並びに同条第3項第3号及び第4号に定める専任教員の数について、総単位数の引き上げに伴ってそれぞれ1名ずつ追加すること

等の方向性が示されており、これを踏まえ、指定規則について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 指定規則第4条第1項第4号及び第5号、同条第2項第4号及び第5号並びに同条第3項第3号及び第4号に定める専任教員の数について、それぞれ1名ずつ追加する。
- 言語聴覚士である専任教員は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者であることとする。
 - ・ 法第2条に規定する業務（以下「言語聴覚士の業務」という。）を5年以上業として行った者であって、厚生労働大臣の指定する講習会を修了したものであること
 - ・ 言語聴覚士の業務を5年以上業として行った者であって、大学において教育学に関する科目を4単位以上修め、当該大学を卒業したものであること
 - ・ 言語聴覚士の業務を3年以上業として行った者であって、大学院において教育学に関する科目を4単位以上修め、当該大学院の課程を修了したものであること
- 指定規則別表第1について、教育内容及び単位数を下記のように改正する。

改正前			改正後		
教育内容		単位数	教育内容		単位数
基礎分野	人文科学二科目	2	基礎分野	科学的思考の基礎	20
	社会科学二科目	2		人間と生活	
	自然科学二科目	2		社会の理解	
	外国語	4		言語聴覚療法の基盤	
	保健体育	2			
専門基礎分野	基礎医学	3	専門基礎分野	人体のしくみ・疾病と治療	15
	臨床医学	6		削る	削る
	臨床歯科医学	1		削る	削る
	音声・言語・聴覚医学	3		削る	削る
	心理学	7		心の働き	7
	言語学	2		言語とコミュニケーション	9
	音声学	2		削る	削る
	音響学	2		削る	削る
	言語発達学	1		削る	削る
	社会福祉・教育	2		社会保障・教育とリハビリテーション	1

専門分野	言語聴覚障害学総論	<u>4</u>
	新設	新設
	失語・高次脳機能障害学	6
	言語発達障害学	6
	発声発語・嚥下障害学	9
	聴覚障害学	7
	新設	新設
	臨床実習	<u>12</u>
選択必修分野		<u>8</u>
合計		<u>93</u>



専門分野	言語聴覚障害学総論	<u>2</u>
	言語聴覚療法管理学	<u>2</u>
	失語・高次脳機能障害学	6
	言語発達障害学	6
	発声発語・ <u>摂食嚥下</u> 障害学	9
	聴覚障害学	7
	地域言語聴覚療法学	<u>2</u>
	臨床実習	<u>15</u>
削る		削る
合計		<u>101</u>

○ 指定規則別表第2について、教育内容及び単位数を下記のように改正する。

改正前		
教育内容		単位数
専門基礎分野	基礎医学	<u>3</u>
	臨床医学	<u>6</u>
	臨床歯科医学	<u>1</u>
	音声・言語・聴覚医学	<u>3</u>
	心理学	7
	言語学	<u>2</u>
	音声学	<u>2</u>
	音響学	<u>2</u>
	言語発達学	<u>1</u>
	社会福祉・教育	<u>2</u>
専門分野	言語聴覚障害学総論	<u>4</u>
	新設	新設
	失語・高次脳機能障害学	6
	言語発達障害学	6
	発声発語・嚥下障害学	9
	聴覚障害学	7
	新設	新設
	臨床実習	<u>12</u>
合計		<u>73</u>



改正後		
教育内容		単位数
専門基礎分野	人体のしくみ・疾病と治療	<u>15</u>
	削る	削る
	削る	削る
	削る	削る
	心の働き	7
	言語とコミュニケーション	<u>9</u>
	削る	削る
	削る	削る
	削る	削る
	社会保障・教育とリハビリテーション	<u>1</u>
専門分野	言語聴覚障害学総論	<u>2</u>
	言語聴覚療法管理学	<u>2</u>
	失語・高次脳機能障害学	6
	言語発達障害学	6
	発声発語・ <u>摂食嚥下</u> 障害学	9
	聴覚障害学	7
	地域言語聴覚療法学	<u>2</u>
	臨床実習	<u>15</u>
合計		<u>81</u>

○ その他所要の改正を行うとともに、所要の経過措置を設ける。

3. 施行日

令和6年4月1日（ただし、言語聴覚士である専任教員の要件等については令和8年4月1日から、専任教員の数については令和9年4月1日から施行する。）

以上

○**文部科学省
厚生労働省**令第一号

言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第四十一条の規定に基づき、言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和六年三月二十九日

文部科学大臣 盛山 正仁
厚生労働大臣 武見 敬三

言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令
言語聴覚士学校養成所指定規則(平成十年文部省令第二号。以下「指定規則」という。)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(学校及び養成所の指定基準)</p> <p>第四条 法第三十三条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇三 (略)</p> <p>四 別表第一に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち六人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに三を加えた数)以上は医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者(以下「医師等」という。)である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては四人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数)、その翌年度にあつては五人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)とすることができる。</p> <p>五 専任教員のうち少なくとも四人は、言語聴覚士であること。ただし、言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては二人、その翌年度にあつては三人とすることができる。</p> <p>六 言語聴覚士である専任教員は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者であること。</p> <p>イ 法第二条に規定する業務(以下「言語聴覚士の業務」という。)を五年以上業として行った者であつて、厚生労働大臣の指定する講習会を修了したものであること。</p> <p>ロ 言語聴覚士の業務を五年以上業として行った者であつて、学校教育法に基づく大学において教育学に関する科目を四単位以上修め、当該大学を卒業したものであること。</p> <p>ハ 言語聴覚士の業務を三年以上業として行った者であつて、学校教育法に基づく大学院において教育学に関する科目を四単位以上修め、当該大学院の課程を修了したものであること。</p> <p>七 〇十四 (略)</p> <p>二 法第三十三条第二号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇三 (略)</p> <p>四 別表第二に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち四人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数)以上は医師等である専任教員であること。</p> <p>五 専任教員のうち少なくとも二人は、言語聴覚士であること。ただし、言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては一人とすることができる。</p> <p>六 前項第六号から第十四号までに該当するものであること。</p> <p>三 法第三十三条第三号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇二 (略)</p>	<p>(学校及び養成所の指定基準)</p> <p>第四条 法第三十三条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇三 (略)</p> <p>四 別表第一に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち五人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに三を加えた数)以上は医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者(以下「医師等」という。)である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては三人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数)、その翌年度にあつては四人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)とすることができる。</p> <p>五 専任教員のうち少なくとも三人は、免許を受けた後法第二条に規定する業務を五年以上業として行った言語聴覚士(以下「業務経験五年以上の言語聴覚士」という。)であること。ただし、業務経験五年以上の言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては一人、その翌年度にあつては二人とすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>六 〇十三 (略)</p> <p>二 法第三十三条第二号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇三 (略)</p> <p>四 別表第二に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち三人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数)以上は医師等である専任教員であること。</p> <p>五 専任教員のうち少なくとも一人は、業務経験五年以上の言語聴覚士であること。</p> <p>六 前項第六号から第十三号までに該当するものであること。</p> <p>三 法第三十三条第三号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇二 (略)</p>

基礎分野	教育内容	単位数	備考
科学的思考の基礎 人間と生活 社会の理解 言語聴覚法の基盤	二十	(削る)	
人体のしくみ・疾病と治療	十五	医用画像の評価、救急救命の基礎的知識を含む。	

別表第一 (第四条関係)

この省令は、法の施行の日（平成十年九月一日）から施行する。

(削る)

三 別表第二に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数）以上は医師等である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数）とすることができる。

四 専任教員のうち少なくとも三人は、言語聴覚士であること。ただし、言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては二人とすることができる。

五 第一項第六号から第十四号まで、及び前項第三号に該当するものであること。

4 法第三十三号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第一項第六号から第十四号まで、第二項第三号及び前項第二号から第四号までに該当するものであること。

附則

基礎分野	教育内容	単位数	備考
人文科学二科目 社会科学二科目 自然科学二科目 外国語 保健体育	二 二 二 二 四 二	一科目は統計学とする。	
基礎医学	三	医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。	

別表第一 (第四条関係)

この省令は、法の施行の日（平成十年九月一日）から施行する。

(施行期日)

1 (学校又は養成所の指定基準の経過的特例)

2 第四条第一項第五号、第二項第五号及び第三項第四号の規定の適用については、平成十二年三月三十一日までの間においては、第四条第一項第五号本文中「免許を受けた後法第二条に規定する業務を五年以上業として行った言語聴覚士（以下「業務経験五年以上の言語聴覚士」という。）とあるのは「適法に法第二条に規定する業務を五年以上業として行った者」と、同条第一項第五号ただし書、第二項第五号及び第三項第四号中「業務経験五年以上の言語聴覚士」とあるのは「適法に法第二条に規定する業務を五年以上業として行った者」とし、平成十二年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間においては、同条第一項第五号本文中「免許を受けた後法第二条に規定する業務を五年以上業として行った言語聴覚士（以下「業務経験五年以上の言語聴覚士」という。）とあるのは「適法に法第二条に規定する業務を五年以上業として行った者」と、同条第一項第五号ただし書、第二項第五号及び第三項第四号中「業務経験五年以上の言語聴覚士」とあるのは「適法に法第二条に規定する業務を五年以上業として行った者」と、同条第一項第五号ただし書、第二項第五号及び第三項第四号中「業務経験五年以上の言語聴覚士」とあるのは「適法に法第二条に規定する業務を五年以上業として行った者」とする。

三 別表第二に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数）以上は医師等である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては三人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数）とすることができる。

四 専任教員のうち少なくとも二人は、業務経験五年以上の言語聴覚士であること。ただし、業務経験五年以上の言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては一人とすることができる。

五 第一項第六号から第十三号まで、及び前項第三号に該当するものであること。

4 法第三十三号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第一項第六号から第十三号まで、第二項第三号及び前項第二号から第四号までに該当するものであること。

附則

備考 一・二 (略)	合計	専門分野	(削る)	(削る)	(削る)
		言語聴覚障害学総論 言語聴覚療法管理学 失語・高次脳機能障害学 言語発達障害学 発声発語・摂食嚥下障害学 聴覚障害学 地域言語聴覚療法学 臨床実習	(削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る)	(削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る)	二 二 六 九 七 二 一
三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十五単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十六単位以上(うち基礎分野二十単位以上、専門基礎分野三十二単位以上及び専門分野三十四単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。					

備考 一・二 (略)	合計	専門分野	臨床医学	六	内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。
		言語聴覚障害学総論 (新設) 失語・高次脳機能障害学 (新設) 言語発達障害学 発声発語・嚥下障害学 聴覚障害学 (新設) 臨床実習	臨床歯科医学 音声・言語・聴覚医学 心理学 言語学 音声学 音響学 言語発達学 社会福祉・教育	一 二 二 二 二 七 三 一	六 四 六 六 九 七 十二 八
三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十二単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十一単位以上(うち基礎分野十二単位以上、専門基礎分野二十九単位以上、専門分野三十二単位以上及び選択必修分野八単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。					

合 計	専門分野	教育 内 容		単位数	備 考
		専門基礎分野	治療		
八十一	言語聴覚障害学総論 言語聴覚療法管理学 失語・高次脳機能障害学 言語発達障害学 発声発語・摂食嚥下障害学 聴覚障害学 地域言語聴覚療法 臨床実習	人体のしくみ・疾病と治療 (削る)	心身の働き 言語とコミュニケーション (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る)	十五 (削る)	医用画像の評価、救急救命の基礎的知識を含む。 (削る)
			社会保障・教育とリハビリテーション (削る) (削る) (削る)	一	(削る) (削る) (削る)
			言語発達障害学 (削る)	六	(削る)
			発声発語・摂食嚥下障害学 (削る)	九	(削る)
			聴覚障害学 (削る)	七	(削る)
			地域言語聴覚療法 臨床実習	二 十五	実習時間の三分の二以上は医療提供施設において行うこと。また、医療提供施設において行う実習のうち八単位以上は病院又は診療所において行うこと。

別表第二(第四条関係)

四 臨床実習のうち、一単位は学校又は養成所において、技能修得到達度評価(医療提供施設における臨床実習を実施する前に、医療提供施設における臨床実習を行うために必要な技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導並びに医療提供施設における臨床実習を実施した後に、医療提供施設における臨床実習において修得すべき技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導をいう。別表第二備考第四号において同じ。)を行うものとする。

五 (略)

合 計	専門分野	教育 内 容		単位数	備 考
		専門基礎分野	臨床医学		
七十三	言語聴覚障害学総論 (新設) 失語・高次脳機能障害学 言語発達障害学 発声発語・嚥下障害学 聴覚障害学 (新設) 臨床実習	基礎医学 臨床医学	臨床歯科医学 音声・言語・聴覚医学 心理学 言語学 音声学 音響学 言語発達学 社会福祉・教育	三 六 一 三 七 二 二 二 一 二	医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。 内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。 口腔外科学を含む。 神経系の構造、機能及び病態を含む。 心理測定法を含む。 聴覚心理学を含む。 社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。
			言語聴覚障害学 (新設)	四	
			失語・高次脳機能障害学 (新設)	六	
			言語発達障害学	六	脳性麻痺及び学習障害を含む。
			発声発語・嚥下障害学	九	吃音を含む。
			聴覚障害学	七	聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。
			(新設) 臨床実習	十二	実習時間の三分の二以上は病院又は診療所において行うこと。

別表第二(第四条関係)

四 (略)

(新設)

<p>備考 一・二 (略)</p> <p>三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十五単位以上及び臨床実習以外の教育内容六十六単位以上(うち専門基礎分野三十二単位以上及び専門分野二十四単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。</p> <p>四 臨床実習のうち、一単位は学校又は養成所において、技能修得到達度評価を行うものとする。</p>	<p>備考 一・二 (略)</p> <p>三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十二単位以上及び臨床実習以外の教育内容六十一単位以上(うち専門基礎分野二十九単位以上及び専門分野三十二単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。</p> <p>(新設)</p>
--	--

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、この省令による改正後の指定規則(以下「新指定規則」という。)第四条第一項第四号及び第五号、第二項第四号及び第五号並びに第三項第三号及び第四号の規定は、令和九年四月一日から、新指定規則第四條第一項第六号から第十四号まで、第二項第六号、第三項第五号及び第四項第二号の規定は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)において現に言語聴覚士法(以下「法」という。)第三十三條第一号の指定を受けている学校又は言語聴覚士養成所(以下「養成所」という。)において言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、新指定規則第四條第一項第三号及び別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 令和八年四月一日までに法第三十三條第二号の指定を受けている学校又は養成所において言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、新指定規則第四條第二項第三号及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 令和七年四月一日までに法第三十三條第三号又は第五号の指定を受けている学校又は養成所において言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、新指定規則第四條第三項第五号(同条第二項第三号に係る部分に限る。)又は第四項第二号(同条第二項第三号に係る部分に限る。)及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 施行日から起算して二年を経過する日までの間、法第三十三條第二号の指定を受けようとする者に係る新指定規則第四條第二項第三号及び別表第二の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

2 施行日から起算して一年を経過する日までの間、法第三十三條第三号又は第五号の指定を受けようとする者に係る新指定規則第四條第三項第五号(同条第二項第三号に係る部分に限る。)又は第四項第二号(同条第二項第三号に係る部分に限る。)及び別表第二の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

第四条 新指定規則第四條第一項第六号の規定の施行の日から起算して一年を経過する日までの間、指定規則第四條第一項第五号中「免許を受けた後法第二条に規定する業務を五年以上業として行った言語聴覚士(以下「業務経験五年以上の言語聴覚士」という。)」とあるのは「次号に規定する要件を満たす言語聴覚士(以下「要件該当言語聴覚士」という。)」と、同号並びに同条第二項第五号及び第三項第四号中「業務経験五年以上の言語聴覚士」とあるのは「要件該当言語聴覚士」とする。

第五条 厚生労働大臣は、新規則第四條第一項第六号の規定の施行の日前においても、同号イに規定する講習会の指定をすることができる。